

国土交通省告示第七百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年七月七日

国土交通大臣 石原 伸晃

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道483号「北近畿豊岡自動車道（春日・和田山道路 - ）」
新設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県氷上郡青垣町遠阪字中田、字田ノ口奥、字田ノ口、字コエムラ、字大平、字ユラチ、字カイチ、字土井、字西ノ上及び字泉、山垣字泉ノ口、字萬歳、字中ヶ谷、字舟ヶ谷、字城山、字的■、字城ノ腰、字大切、字二反田、字東山及び字深田、中佐治字東寺、字五反田、字ヲニ山、字竹ノ上、字平野上、字サコカイ、字釘抜、字ドヘノ下、字今立及び字真京、沢野字イマダチ、字ケド、字コテラザコ、字コサルダ、字トメトハタ、字ヲウサルダ、字シンガタニ、字ウバガホトコロ、字ヒラタ、字コスギ、字トタイ、字ハサマダ、字エンドネ、字上ノロダ、字中イマガウ、字下イマガウ及び字ヨコチョウ、口塩久字川田井、西芦田字? 堺並びに田井縄字長者ヶ谷及び字上島地内
- 2 使用の部分 兵庫県氷上郡青垣町遠阪字コエムラ及び字大平、山垣字萬歳及び字城山、中佐治字東寺、字平野上及び字真京並びに沢野字イマダチ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、兵庫県氷上郡青垣町遠坂字桑垣地内から同郡春日町七日市地内までの延長約24.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道483号「北近畿豊岡自動車道（春日・和田山道路 - ）」新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、高規格幹線道路である北近畿豊岡自動車道の整備による丹波・但馬地域の交通ネットワークの形成及び本件区間に係る現道の一般国道9号等（以下「現道」という。）の交通渋滞の緩和を目的とした道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を新設する事業である。

北近畿豊岡自動車道は、兵庫県豊岡市から朝来郡和田山町を經由して氷上郡春日町に至る、延長約70kmの高規格幹線道路であり、本件事業を含め順次整備中である北近畿豊岡自動車道が完成し、近畿自動車道敦賀線（以下「敦賀線」という。）等と接続することにより、丹波・但馬地域の交通ネットワークの形成、さらには、当該地域と京阪神地域とを結ぶ広域交通ネットワークの形成に寄与するとともに、城崎温泉、神鍋高原等の観光地へのアクセス機能の向上及び香住漁港等の日本海沿岸から大阪中央卸売市場に出荷される生鮮食料品の輸送時間の短縮が期待される。

「全国総合開発計画」（平成10年3月閣議決定）「近畿圏基本整備計画（第5次）」（平成12年4月総理府告示）等においても、北近畿豊岡自動車道は、前述のような事業効果を発揮する戦略的な連携軸として位置付けられている。

次に、現道の状況を見るに、本件区間に係る一般国道9号、同175号及び県道青垣柏原線は、丹波・但馬地域と京阪神地域との間を結ぶ通過交通や地域住民の生活道路として広く利用されており、随所で交通渋滞が発生している。平成11年度道路交通センサスによると、現道内の交通量は、一般国道9号の京都府福知山市字堀小字上高田地点において22,805台/日、混雑度1.76、一般国道175号の兵庫県氷上郡春日町石才地点において19,514台/日、混雑度1.31、県道青垣柏原線の同郡氷上町地内において16,876台/日、混雑度1.54となっている。また、起業者が平成12年8月に実施した調査によると、一般国道9号の福知山市自衛隊下交差点において、最大渋滞長約6.5km及び最大通過時間約39分が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間がその前後区間の工事とあいまって敦賀線及び播但連絡道路と結ばれることとなり、現道の交通渋滞の緩和が図られるとともに、青垣町役場から敦賀線春日インターチェンジ近辺までの通過時間が平均38分程度から15分程度に短縮するなど、本件区間における交通の利便性の向上に資することが認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業について、起業者は、平成2年5月に「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、環境影響評価(以下「平成2年評価」という。)を行っているが、その結果はすべて環境基準等を満たしている。また、起業者は、本件事業の事業認定申請に当たり、平成2年評価時(推計年次平成22年)に比べ計画交通量(推計年次平成32年)が増加している区間があったことから、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づき制定された「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年建設省令第10号)等に準じて、平成15年3月に再評価を実施したところ、その結果はいずれも環境基準等を満たすものと評価されている。

また、本件区間内においては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等による周知の埋蔵文化財包蔵地が31箇所存するところ、起業者は、兵庫県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 代替案の検討について

本件事業に係る施設のうち青垣インターチェンジ(仮称)、氷上インターチェンジ(仮称)及び春日インターチェンジ(仮称)の位置については、本件事業が北近畿豊岡自動車道の一部を形成する事業であること、「一般国道として整備する高規格幹線道路の計画決定について」(昭和63年6月建設省道路局長通知)に基づく整備計画により敦賀線などその他の道路と接続するものとされていることを考慮すると、事業計画のとおり、それぞれ兵庫県氷上郡青垣町佐治地内、同郡氷上町本郷地内及び同郡春日町野村地内に設置することは適切なものと認められる。

また、道路のルートについても、上記で述べた施設の位置選定の理由に加え、集落、ほ場、社寺等の位置、ルート延長、道路施設の構造、建設費用等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に検討を行った結果、事業計画で示されたルートは適切なものと認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業に係る施設の位置及びルートは適切なものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現況下においても現道は随所で交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図ることが求められている。

また、本件区間の沿線自治体の長及び議会議長からなる氷上郡北近畿自動車道整備推進連絡協議会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県氷上郡青垣町役場